

第3回 仮称) 浜田市障がい者差別解消条例策定委員会 会議録(概要)

- 開催日時：平成29年10月17日(火) 14:00～16:00
- 場 所：浜田市立中央図書館2階 多目的ホール
- 出席者：出席委員 15名、欠席委員3名、事務局3名
- 会議次第
 - 1 開会
 - 2 協議事項

(1) 条例名について … 資料1

事務局提案

「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」

【意見・質問】

- 「浜田市」は条例名に入れるのか。また「障がい」の「がい」の字は漢字にするのか、ひらがなにするのか決まったか。
- 私は、浜田市があった方がいいと思うし、障がいの「がい」はひらがなでいいと思う。
- 浜田市の条例なので、浜田市は入れて欲しい。「がい」の表記も法令上のこともあるが、アンケートの結果に基いたひらがな表記ということも大切にしていきたい部分。

【事務局】

- 「障がい」のがいの字の扱いについては、法令の担当からすると漢字使用の方が適切であるという見解だったが、アンケート結果を基にひらがなの「がい」で提案した。
- 「浜田市」を入れるか入れないかについて、浜田市として取り組むということで「浜田市」を入れて提案した。全国でもこの条例を策定しているところは少ないため、「浜田市」をぜひ入れたい。

【意見・質問】

- 法律専門家の立場で紹介すると、国の法律である「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の第3条で「国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。」という条文があり、この法律に基いて浜田市は必要な施策を策定し、実施するという責務が出てくる。法律用語としては漢字での「障害者」が、整合性を保たれる。法律の専門部署の話としては漢字での「障害者」が適切であるというのはそういうことであろうと思う。
- 「浜田市」を入れるかどうかは、国及び地方公共団体の責務としてこの法律の第3条で規定されているため、やはり入れるべき。それに加え、浜田市の条例は浜田市でしか効力がないため、浜田市はきちんとやっているということを明示するためにもここは浜田市を入れた方が適切であろうと考える。

【意見・質問】

- 「共に生きることができる」という表現がより良いというお話があったが、少し詳しく説明が欲しい。

【事務局】

- 前は「安心して暮らせるまちづくり条例」だったが、「生きる」という前向きな表現がいいという意見があり、最初「生きる」という言葉にしていたが、法令担当から「生きることができる」の方がよりいいのではないかということになった。これはあくまでも提案なので、そこを協議していただきたい。

【意見・質問】

- 生存するという「生きる」とその人たちの能力を発揮する「生きる」両方の意味を持たせ、ひらがなの「いきる」を使ってはどうか。
- 「生きる」という意味合いの話もあったが、私としては漢字の方がいいと解釈している。生まれるという意味合いもあるが、生活、共生社会ということもある。ひらがなよりは漢字の方が意味合いとしてはいいと思う。
- 「生きることができるまちづくり」について、「できる」というのは共生社会を作ろうとする過程で、まちづくりの意味合いがそういう社会を作る過程・プロセスだろと思う。私は「生きるまちづくり条例」ではなくて、このままでもいいと思う。
- 「生きるまち条例」でシンプルにいった方がいいと思う。特別なことをやるわけではなく、実現させないといけないことなので。
- 住民のために高齢化社会の中で「生きることができるまちづくり」がやわらかくて非常にいいと思う。
- 生きるというのは障がいのある人も共に支えあっていく「協調」じゃないかと思っている。そのようにして共に生きる。できることとできないことがあるが、協調してできることをしていけばいいと思う。
- 意味合いとしては、「生きることができる」でいいと思うが、読む側としては「生きる」でもいいかなと感じがしている。
- 共に生きるの「生きる」は、共生社会を目指すということもあるため、「生きる」は漢字の方がいいと思う。「ことができる」というのは、あとで「まちづくり」というのもあるため、かなり回りくどい感じがするが「共に生きるまちづくり」ということで「ことができる」はない方がすっきりしている。
- 事務局提案の条例名でいいと思う。先ほどプロセス、過程など言われたが、希望みたいなものも感じるので、今の表現でいいと思う。
- 私もこのままでいいと思う。もともと共生ということであれば、「生きる」という漢字でいいと思う。「ことができる」という言い回しについては、表記するときに、いろいろストーリーをあげられるでしょうから、またそれもいいかなと思いました。

- 私もこれでいいと思う。「生きる」もいろいろな意味合いを持たせたひらがなの「いきる」ではということだったが、少しは漢字も欲しいという気持ちで「生きる」という言葉を残した方がいい。
- ちょっと回りくどいかなという感じはしたが、名称として日本初の言い回しなら、それはそれで価値が高まると思うので、事務局提案でいいと思う。
- 私も原案どおりでいいと思う。浜田市条例は、必ず最初に「浜田市」とついているし、共に生きるという意味でこの漢字の方がよく意味が通ると思う。条例名としては「共に生きることができるまちづくり」がいいと思う。
- 私も原案通りで、最初に浜田市とついていた方が浜田市独自で作ったという事が明確に分かりいいと思う。「ことができる」についても課程や、お互いに努力していきましょうという気持ちが表れていていいと思う。
- 私も浜田市がついていた方がいいと思うし、「生きる」は漢字の方がいいと思う。あと、「生きることができるまちづくり」でいいと思う。
- 今出たことからすると事務局の提案ということでいいと思う。この会議では、事務局提案そのまま出し、議事録という形で議会の方にはこういう議論の結果として事務局提案を採用することになったと分かればいい。

※条例名について事務局提案を了承

(2) 条例（案）について

【意見・質問】

- 附則について、この条例は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の第3条に基づいており、関連性があることは明らかではあるが、この法律に基づいているということを附則で規定するか、逐条解説に盛り込むか。スマートなのは附則に入れずに、逐条解説で設けておいていいと思う。

【事務局】

- 法律名は附則にはうたわないので、逐条解説をつけてホームページ等で公表するという手法が浜田市としてはやりやすいと思う。

【意見・質問】

- 第2条（3）合理的配慮
 - …「権利の行使」のみならず「利益の享受」も入れておいた方がいい。「利益の享受及び同等の権利の行使」というような、そのような権利というところまでいくのかいかならないのかなというような悩みを払拭するため「利益の享受」を入れておいた方がいい。
- 第10条（7）その他社会的障壁となって、障がい者に対し日常生活又は社会生活に相当な制限を与えているとき。

…障がいのある方が一般的に困ったことになっている状況をいつているのがこの条項だと思いが、「相当な制限」という文言だけを取り出してしまうと「合理的な区別」みたいに読めてしまうため、「障がいのある人に対し日常生活または社会生活に不当な制限」とか「不必要な制限」とか、はっきりとした文言にした方がいいと思う。

○罰則規定について

…実際には罰則規定は非常に困難だと思う。罰則を設けないといけないような不当な行為があった場合は、警察などの出番だと思われるので、罰則まではいらないと思う。

○18条の委員会ですが、これはどのようなものなのか。

○具体的にどんな風に困っているかは当事者に意見を聞かなければいけない。その時に、委員会でやった方がいいと思う。結局この条例を生きた法にするためには、何らかの委員会をおかなければいけないというのであれば、設けておいた方がいい。委員会にしても、おそらく法的な決定権限はないと思うが、意見が反映されることにはなると思うので、委員会を置くことは相当だろうと思う。

○第4条「総合的かつ計画的に実施する」とあるが、具体的にどういったことをするのか教えて欲しい。

○第2章障がいを理由とする差別の禁止

…差別と虐待は非常に密接なつながりがある。ちょっと度を過ぎると虐待になるため、第8条の2項で何人も虐待をしてはだめだという意味合いの条文だけは入れていただきたい。

○第11条合理的配慮の評価

…評価を行うとあるが、評価した後はどうするのか、また、評価期間は何年で評価するのかなど、そういったところが見えない。また、2項で表彰するということが書いてあるが、市民憲章の中に差別をなくすという文言はないため、差別をなくした共生社会を作りましょうという文言を市民憲章に入れ、それを入れた後に市民憲章大会で表彰していけばいいと思う。そこで表彰するとPRにもなり、啓発活動にもなる。

【事務局】

○第4条「総合的かつ計画的に実施する」について中身が見えないということだが、条例なので細かくここにはうたわず、どういう風の実施していくかどうかを含めて細かくは委員会で意見を頂戴して方向性を決めていきたい。

【意見・質問】

○おそらく、「総合的かつ計画的」というのは「ちゃんとやります」ということだと思う。物事には効率というのがあり、よりよい社会をできるだけ早く実現していくためには、総合的にやらなければどうしようもないのと計画的にやらなければいけないものがある。ただ、あくまでも条例なので、細かく決めすぎると身動きとれなくなることがあるので、条例としてはここまでかなと思う。

【事務局】

○第8条差別の禁止のところでは2項として虐待を入れなさいということだが、最初は入れていたが、法令の担当部署からすると障害者虐待防止法で規定があるので、再度ここで出すのはアンバランスなのではないのかという話もあり削っている。この点について虐待について入れるということであれば、全く問題はない。

【意見・質問】

○法律的にはどちらでもいいが、問題はこの条例で何を実現したいかということ。差別と虐待が密接な関係があるということであれば、この条文を読んだ方、あるいは啓発活動などでこの条例を使う時には、入っていた方がいいだろうと思う。

○逐条解説には、「差別と虐待の密接な関係」について含ませてもらいたい。

【事務局】

○第11条について、評価もどういうふうな評価をするのかというのを聞かれても答えられない。どういった取組みをされたところに評価をするのか、今後委員会で細かく検討させていただきたい。

【意見・質問】

○どういう施行期間のスパンで評価をするのか。評価をした後、条例の改正が必要になった場合は改正をするのかどうか。条例改正について書いてないので。

○評価の問題というのは、先ほどの「総合的かつ計画的」にリンクしている。「総合的かつ計画的」ということであれば、長期計画、中期計画、短期計画など、ある程度定めなくてはいけないため、その計画がどう実現されたかということは、最終的に総括しないといけない。第4条と第11条はリンクしていると思う。

○条例の改正が必要であれば、条例改正が必要な際は改正をするという一文を入れて欲しい。

【事務局】

○他市他県では、必要に応じて条例改正の規定文を入れているところがあり、一文入れることは難しくない。

【意見・質問】

○合理的配慮の不提供について
前回の骨子では、差別の禁止もあり、「不当な差別的な対応」「合理的配慮の不提供」という差別内容の記載があったが、今回の案で第8条に「合理的配慮の不提供」が入っていない。委員会で調査する際、合理的配慮の不提供については調査しないということになり、後退だと感じる。条例としては弱すぎるのでは。

○合理的配慮の不提供は、第8条では落ちているが、第10条のほうでは「合理的配慮の提供義務」というのがある。10条があるから8条を落としたのかなと私は思った。

【事務局】

○全体の条文中重複を避けるつくりになっているが、他市でもいろいろな条文の書き方がある。松江市さんの条例も二重に解説してあったりするが、「合理的配慮の不提供」について入れるという方向で法令部署にかけ、最終的には調整をさせていただきたい。

【意見・質問】

- 10条は市のみ。市については、法律についても合理的配慮を提供しなければいけないが、8条の何人もとなると、法律では努力義務となっている民間事業者あるいは市民も合理的配慮を提供しなければいけないということになるし、委員会での審議、あっせん、勧告等にもこういったことが入ってくる。事業所がこういった配慮をしなかったという場合に、あるいは家族が訴えてきた場合に調査、指導、あっせんの対象に含まれてくるため、10条にあれば同じだということにはならないと思う。
- どちらがいいということではないが、8条と10条は一緒に考えなければいけない。8条で合理的配慮の不提供の禁止をうたうのであれば、10条でも「必要かつ合理的な配慮をしなければならない」というような条文にしなければ整合性が保てないため、議論が必要。

【事務局】

○10条と8条の関係性が非常に密接だが、個別にうたうのがそもそもどうなのか、また他の条項との関係性もあるため、もっとご意見いただき検討していきたい。

【意見・質問】

- 8条は差別の禁止規定で「何人も」となっているが、ここで合理的配慮を入れると5条との整合性がなくなる。定義にもあるが合理的配慮とは「必要かつ合理的な現状の変更又は調整をいう」となっているため、何人もということで禁止を入れるのは不相当だということと、整合性がなくなるのでここでは入れない方がいいと思う。
- 第5条の事業者の責務
…合理的配慮をするよう努めるものとなっているが、改正された雇用促進法では、雇用に関する場合の合理的配慮は提供義務になっている。合理的配慮の提供について細かく考える必要があり、整理する必要がある。
- 法律では第8条で「事業者はその事業を行うにあたり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより障害者の権利利益を侵害してはならない」と規定しているため、雇用だけではないのではないか。
- 第1条に「基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにする」とあるが、第5条、6条は「事業者の責務」「市民の責務」になっている。この違いは何か。また、第4条「市の責務」のところで先ほど東委員も言われた「障害のある人への不当な差別的取扱い及び虐待をなくす」となっているが、ここに「合理的配慮の不提供」が入っていないと思う。

【事務局】

- 「市の責務」という記載のところ、最初「役割」という記載になっているが、「責務」の方がより強い。語句の使い方は統一するのか、また、第4条「市の責務」の中に合理的配慮の提供を入れるべきだという意見についても合わせて内部で検討したいと思う。

【意見・質問】

- 第4条の「不当な差別的取扱い及び虐待」とあって、ここで初めて虐待が出てくるが、定義の第2条のところ、虐待の説明もあるとそのままスムーズに入れると思う。
その前の「不当な差別的取扱い」については第2条のところに取り上げてあるのに、「及び虐待」というふうに急に出てきた感じがする。
- 定義条項というのが「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基本的にはのっとっていて、もしこの条例で虐待というのをに入れるんだったら、定義条項では「障害者虐待防止法上の虐待をいう」と入れるべきかと思う。
- 市民憲章に差別をなくして共生社会を目指してつくるという一文を入れて欲しいということ、表彰の場については、市民憲章大会においてやっていただきたい。市民憲章は福祉大会やいろんな場面で唱和するため、その中にその一文があれば啓発の意味合いがおおいにあると思う。
- 差別をなくし合理的配慮で人権を大事にするというのは、これはたたえてもらいたい。それをし、積み重ねる中に合理的配慮も事業主も教育も福祉も市民も向上していく気がする。内なる差別をいかに消していくか、無くしていくか。いろいろな角度でやっていく必要があり、その中で我々が目を光らして福祉を見ておかないといけない。
- 第2条の(3)「同等の権利を行使すること」は「同等の権利利益を実現すること」くらいにした方がいいと思う。権利をもっと広げた方がいい。

【事務局】

委員さんの意見をいただいて、もう一回案を作り直すという事の方がいいと思う。

(3) 障がい者差別解消に向けての市民向けガイドラインについて …… **資料4**

【意見・質問】

- 2ページ
…青地と緑地の文字が見にくい。色の精査はした方がいい。
誰から見ても見やすい形にするとか、限界はあるとは思いますが。
- 8ページ
…誘導上のブロックは黄色だけではない。
…盲導犬についても温かく見守ってくださいとあるが、盲導犬を連れて入店することについて拒否されるようなことがあるため、これについても触れていただきたい。
- 9ページ

…「コミュニケーション方法を間違われる場合があります」のところで「手話・要約」とあるが、「手話・要約筆記」とした方がいい。

○10ページ

…補聴器について、周りを静かにすることの方が大切なため、そういったことも書き込んでいただきたい。

…最近ではスマホのアプリで音声を変換するようなものもあって、進歩している。そういったものについても入れた方がいい。

○23ページ

…障害者差別解消法についてのところで、その差別についての内容の記述が乏しい。差別は大きく分けて障がいそのものによって差別をする「直接差別」と、一見公平なような事を言っているが実情、そこに障がいの人は入れないというような「間接差別」がある。そういった差別についてのページを増やしてもらいたい。要は障がいの理解でなくて、表題にあるように、ともに生きるためにはまず、理解と手助けがあるとか、手助けの方法があるなど両面からやらないと。障がいの理解だけは物足りないしきみしい。

○24ページ

…「あいサポート運動」のこと「思いやり駐車場」のことについても入れて欲しい。

○全体を通して

…例えば21ページ、22ページの「高次脳機能障がい」では、障がいの特性と、困ることについてと、こんな配慮をお願いしますということが書いてあるが、その前のページの「発達障がい」については、特性はあるが、どんな配慮が必要かということは書いてない。少し項目のところで統一があった方がいいと思う。

…あまり分厚くなると逆に見てもらえなくなるという危険性がある。配る物として、紙でどこまで配るのか。ホームページであれば充実させて、いくらでも無料で載せることができるし。実際に手にとって読んでもらうときに、どこまで盛り込んでいくのか。足し算することも重要だが、引き算の方が難しい。

…パンフレットは逐一見直しをしていくと思うが、版を重ねるごとに「〇年〇月発行第〇版」というようなことを入れて欲しい。

…一般の人がこれを見たときにどれだけの量を見ていけるかなと思ったのと、あまり量が増えすぎると重たい感じになるかなという印象がある。完全に見やすいものにはできないと思うので、できるだけ多くの人が見やすいものにしていくしかないのかなと思う。

…この冊子を見て、てんかんとか発達障がいとか障がい別に見開きで独立しているので、ばらして配布してもいいのかなと思った。

【事務局】

○冊子のほかに、概要版も用意し見てもらいたいというものもある。

また、一般市民の方に対して、手にとってもらうという事が必要だと思う。これを開けてみたときに、読んでみようかなと思うかどうか。冊子のゴールをどこに設定するのが非

常に大事なのかなと思っている。今日いただいたご意見をいろいろ検討させていただきたい。

(4) 今後のスケジュールについて

【事務局】

○4回目の策定委員会が必要になると思うため、また皆様にご案内をさせていただき第4回の策定委員会を開催したいと思う。4回目の策定委員会で内容によって5回目をするのか、その時に検討させていただく。予定としては、その後パブリックコメント等あるため、次回あたりで皆さんの意見を集約できればと思う。

【意見・質問】

○絵に描いた餅になってはどうにもならない。障がいの重い人も軽い人も、生きるっていうことが基本。まちの中で普通に生きるためには、特別な配慮、合理的配慮という言葉はいいが、それを徹底することが大事。幼稚園からの教育と合体をして繰り返し、繰り返し、してもらいたい。ぜひ一緒になって市民がやるっていう大事だと思う。これから具体的なことが出てくると思うが、よろしくお願ひしたい。

【事務局】

○条例案や市民向けガイドラインについて、ご指摘をいただいたところだが、今後改めて事務局サイドで素案等練り直し、再度ご審議賜りたい。

閉会16:00